



福岡県医発第1440号(地)

平成18年10月30日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉



水俣病総合対策費補助金交付要綱及び水俣病総合対策実施要領の
一部改正について

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の施行に伴い、
「水俣病総合対策費補助金交付要綱」及び「水俣病総合対策実施要領」の一部
が改正され平成18年10月1日から適用された旨、日本医師会より別紙のとおり
通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

今回の改正内容は、健保において入院時生活療養が創設されたことに伴い、
入院時の食事療養に関する告示が一部改正されましたので、当該要綱及び要領
中の文言を健保と同様に「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定
に関する基準」から「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費
に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改めたのみで実質的に内容
の変更はありません。(生活療養者対象者については、生活療養標準負担額分が
研究治療費として支給される。)

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明・蒲池 壽





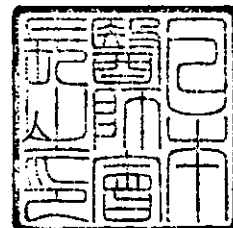
日医発第753号(保138)

平成18年10月17日

都道府県医師会長殿

日本医師会長

唐 澤 祥



水俣病総合対策費補助金交付要綱

及び水俣病総合対策実施要領の一部改正について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴い、「水俣病総合対策費補助金交付要綱」及び「水俣病総合対策実施要領」の一部が改正され平成18年10月1日から適用されました。今回の改正内容は、健保において入院時生活療養が創設されたことに伴い、入院時の食事療養に関する告示が一部改正されましたので、当該要綱及び要領中の文言を保と同様に「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」から「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改めたのみで実質的に内容の変更はありません。（生活療養者対象者については、生活療養標準負担額分が研究治療費として支給される。）

これに関して環境事務次官及び環境省総合政策局環境保健部長から、実施主体の熊本県知事、鹿児島県知事、新潟県知事及び新潟市長宛改正通知が発出されましたのでお知らせいたします。

（添付資料）

1. 水俣病総合対策費補助金交付要綱の一部改正について（通知）

（平18.9.29環保企発第060925001号環境事務次官）

2. 水俣病総合対策実施要領の一部改正について（通知）

（平18.9.29環保企発第060925002号環境省総合政策局環境保健部長）

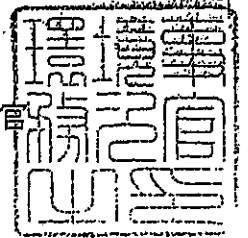


熊本県 環境保健課 第060925001号

平成18年9月25日

熊本県知事 殿

環境事務次官



水俣病総合対策費補助金交付要綱の一部改正について(通知)

水俣病総合対策費補助金交付要綱(平成14年4月30日付環保業第2-2-7号)の一部を下記のとおり改正し、平成18年10月1日より適用することとしたので通知する。

なお、本改正に係る費用の請求については、平成18年10月診療分から適用されるので念のため申し添える。

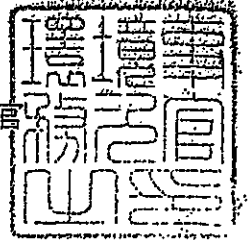
記

別表1第4条第3項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」に改める。

天
環保企発第 060925001 号
平成 18 年 9 月 25 日

鹿児島県知事殿

環境事務次官



水俣病総合対策費補助金交付要綱の一部改正について（通知）

水俣病総合対策費補助金交付要綱（平成 4 年 4 月 30 日付環保業第 2-27 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、本改正に係る費用の請求については、平成 18 年 10 月診療分から適用されるので念のため申し添える。

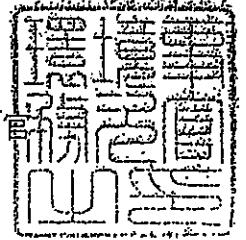
記

別表 1 第 4 条第 3 項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 9.9 号）」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 9.9 号）」に改める。

平成 18 年 9 月 25 日

新潟県知事 殿

環境事務次



水俣病総合対策費補助金交付要綱の一部改正について (通知)

水俣病総合対策費補助金交付要綱(平成4年4月30日付環保業第227号)の一部を下記のとおり改正し、平成18年10月1日より適用することとしたので通知する。

なお、本改正に係る費用の請求については、平成18年10月診療分から適用されるので念のため申し添える。

記

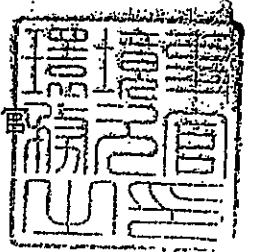
別表1第4条第3項中、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」に改める。

環境企発第 060925001 号

平成 18 年 9 月 25 日

新潟市長 殿

環境事務次官



水俣病総合対策費補助金交付要綱の一部改正について（通知）

水俣病総合対策費補助金交付要綱（平成 4 年 4 月 30 日付環保業第 227 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、本改正に係る費用の請求については、平成 18 年 10 月診療分から適用されるので念のため申し添える。

記

別表 1 第 4 条第 3 項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）」に改める。

環 保 業 第 2 2 7 号
平 成 4 年 4 月 3 0 日
環 保 企 第 1 5 9 号
一 部 改 正 平 成 6 年 9 月 3 0 日
環 保 企 第 1 3 号
一 部 改 正 平 成 8 年 1 月 1 2 日
環 保 企 第 3 7 0 号
一 部 改 正 平 成 9 年 7 月 4 日
環 保 企 第 2 9 号
一 部 改 正 平 成 1 1 年 2 月 8 日
環 保 企 第 8 0 号
一 部 改 正 平 成 1 1 年 3 月 2 5 日
環 保 企 第 3 1 5 号
一 部 改 正 平 成 1 3 年 3 月 2 6 日
環 保 企 第 3 2 7 号
一 部 改 正 平 成 1 3 年 3 月 3 0 日
環 保 企 第 2 8 8 号
一 部 改 正 平 成 1 5 年 3 月 2 6 日
環 保 企 発 第 0 5 0 3 3 1 0 0 2 号
一 部 改 正 平 成 1 7 年 3 月 3 1 日
環 保 企 発 第 0 5 0 5 2 4 0 0 4 号
一 部 改 正 平 成 1 7 年 5 月 2 4 日
環 保 企 発 第 0 5 0 7 2 5 0 0 1 号
一 部 改 正 平 成 1 7 年 7 月 2 5 日
環 保 企 発 第 0 5 0 9 2 9 0 0 3 号
一 部 改 正 平 成 1 7 年 9 月 2 9 日
環 保 企 発 第 0 6 0 2 0 1 0 0 2 号
一 部 改 正 平 成 1 8 年 2 月 2 日
環 保 企 発 第 0 6 0 3 2 3 0 0 3 号
一 部 改 正 平 成 1 8 年 3 月 2 3 日
環 保 企 発 第 0 6 0 9 2 5 0 0 1 号
一 部 改 正 平 成 1 8 年 9 月 2 5 日

水俣病総合対策費補助金交付要綱

(通則)

第1条 水俣病総合対策費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、水俣病発生地域において、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀

の曝露を受けた可能性がある者に対し、健康診査等を実施するとともに、水俣病にもみられる一定の症状を有すると認められる者に対して療養費等を支給することにより、当該地域における健康上の問題の軽減・解消を図ること、公害に係る疾病等について医療の研究を行うこと及び検診に係る検診機器設備を整備することにより、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）及び旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号。以下「旧救済法」という。）の規定に基づく水俣病の認定事務を円滑に行うこと並びに水俣病発生日域の再生・交流等を推進すること及び胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動を支援することにより、水俣病発生日域の再生・融和を図ること等を目的とする。

（交付の対象事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

一 健康管理事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、水俣病発生日域において、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者に健康診査等の健康管理を行う事業

二 医療事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められ、医療手帳の交付を受けた者に対して、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費及び療養手当を支給し、並びに水俣病にもみられる神経症状を有すると認められる者（医療手帳の交付を受けた者を除く。）に対して、保健手帳を交付し、療養費及びはり・きゅう施術・温泉療養費を支給する事業

三 申請者医療事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が旧救済法及び補償法による水俣病認定申請者を対象に次に掲げる研究治療費等を支給する事業（以下「申請者医療事業」という。）

（一）別表1の申請者医療事業実施基準に定める研究治療費

（二）研究治療手当、離島手当、精密検診手当、研究治療介護手当、はり、きゅう、マッサージ施術費

四 公害医療事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が公害に係る疾病の医学上の研究（以下「公害医療事業」という。）を実施する事業

五 水俣病検診機器整備事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が、水俣病の認定に係る処分を行うために実施する認定申請者に対する検診及び水俣病の認定業務の促進を図る調査研究等のための検診に必要な機器を整備する事業

六 水俣病発生日域再生・交流等推進事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び水俣病関係市町村（以下「関係市町村」という。）が実施する次に掲げる事業

（一）水俣病発生日域間の被害者の交流等を促進し、水俣病問題を普及啓発するための活動及び課題について情報交換を行うこと等により、次世代への水俣病問題の正

確な伝承を支援する地域間交流等推進事業

(二) 水俣病関連施設等の地域環境資源を活用して地域全体を環境フィールドミュージアム化することにより地域の再生・振興を図るフィールドミュージアム事業

(三) 地域住民又は来訪者に対する環境教育及び水俣病問題の伝承等に取り組む人材の育成等を行う環境学習等推進事業

七 胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び関係市町村等が実施する胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動を支援する事業

八 水俣病公式確認50年関連事業

水俣病公式確認50年事業実行委員会が実施する事業及び同実行委員会の運営事業

2 前項第1号及び第2号の事業の実施に関して必要な細目は、環境省総合環境政策局環境保健部長が別に定める実施要領によるものとする。

3 第1項第3号の事業の実施に関して必要な細目は別表1の申請者医療事業実施基準によるものとする。

4 第1項第7号の事業の実施に関して必要な細目は別表2の胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援事業実施基準によるものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、前条第1項各号に掲げる事業に要する経費について、別表3の水俣病総合対策費補助金算定基準（以下「算定基準」という。）により算定した額とする。ただし、第10条第3号の規定による補助事業の変更があった場合には、当該申請に基づき環境大臣（以下「大臣」という。）が承認した額とする。

(交付申請の手続)

第5条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書を毎年度2月10日までに大臣に提出しなければならない。

(変更申請の手続)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、様式2による申請書を速やかに大臣に提出しなければならない。

(標準処理期間)

第7条 大臣は、第5条又は第6条に定める交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があったときは審査のうえ交付決定を行い、様式3による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の交付の決定の内容又は次条によりこれに付された条件に不服がある場合において、法第9条第1項の規定による補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知において大臣が定める期日までに、その理由を付した書面をもって、大臣に申し出なければならない。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業者は補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届出なければならない。
- 二 補助事業者は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 三 別表4に掲げる区分ごとに事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合においては、様式4による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。
- 四 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、様式4による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。
- 五 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、様式5による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。
- 六 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、様式6により速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 七 特許権若しくは実用新案権を得ることによって相当の収益が新たに生ずると認められる場合、又は第13条の規定による補助金の額の確定後当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を国に納付させることがある。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、翌年度6月末日（第10条第5号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日から起算して1か月以内）までに、様式7による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第13条 大臣は、前条の報告を受けた場合には実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行方現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内

容（第10条第4号に基づく承認をした場合は、この承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、実績報告書の受理後、原則として20日以内に補助金額を確定し、通知するものとする。

- 2 大臣は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から90日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第14条 大臣は、第10条第5号の申請があった場合又は次に掲げる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法、施行令、本要綱又は法、施行令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなつた場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

- 第15条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第16条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにした様式8による調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第19条 特別の事情により第4条、第5条、第6条及び第12条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

申請者医療事業実施基準

(目的)

第1条 この実施基準は、水俣病認定申請者の治療に要した経費の一部を支給すること（以下「申請者医療事業」という。）により、水俣病認定申請者の病状の変化を把握することを目的とする。

(対象者)

第2条 申請者医療事業の対象者（以下「対象者」という。）は、水俣病認定申請者のうち補助事業者が次のいずれかに該当していると認めた者とする。ただし、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）第2の3に定める医療手帳（手帳と同様の効力を有する証明書を含む。）又は水俣病総合対策実施要領（平成8年1月12日環保企第14号環境保健部長通知）第17項に定める保健手帳の交付を受け、当該手帳が効力を有することとなった者を除く。

- 一 要観察者等（認定審査の結果保留となっている者）
- 二 認定申請後1年（旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第9条第1項に定める状態にある者については6月）以上を経過し、かつ、指定地域等に5年以上居住していた者（前号に該当する者を除く。）

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、研究治療費を支給しない。

- 一 対象者が前条各号に規定する要件に該当しないことが判明した場合
- 二 研究治療費の不正受給があった場合
- 三 その他補助事業者が環境大臣（以下「大臣」という。）の同意を得て、適当と認める場合

(研究治療費の支給)

第4条 申請者医療事業の実施は、原則として、対象者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者又は被扶養者、老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により医療を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護者又は要支援者に限る。）が医療機関（健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者を含む。）又は薬局（以下「医療機関」という。）において当該申請者医療事業に係る疾病に関連して医療保険各

法、老人保健法又は介護保険法の規定による療養を受けたときに、その者に対し、当該療養に要した費用の額を限度として研究治療費を支給することにより行うものとする。ただし、法令により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。

2 医療機関等が対象者に代わって、その者に支給されるべき研究治療費を補助事業者に対し請求してきた場合には、当該補助事業者は前項の規定にかかわらず、当該医療機関等に対し当該研究治療費を支給することができる。

3 第1項の研究治療費の額は、「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)」により算出した額の合計額から医療保険各法、老人保健法又は介護保険法の規定による療養に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額を限度とする。

(その他)

第5条 その他申請者医療事業の実施に関し必要な事項は、大臣が定めるものとする。

(別 表 2)

胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援事業実施基準

(目 的)

第1条 この実施基準は、胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動を支援することにより、日常生活に対する不安を取り除き、安心して生活出来る環境を整備することを目的とする。

(対象となる事業)

第2条 胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は次の各号に掲げる事業とする。

一 日常生活・社会活動支援事業（二の事業を除く。）

イ 胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動を支援する事業

ロ 胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動を支援する事業を実施するために必要な機能等を整備する事業（イの事業実施者（事業の委任を受けた者を含む。）が行う事業に限る。）

二 日常生活・社会活動を支援する施設に係る機能整備・運営事業

胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動を支援する施設において必要な機能等を整備し、当該施設を運営する事業

(対象者)

第3条 胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援事業の対象者（以下「対象者」という。）は、原則として公害健康被害の補償等に関する法律第4条第2項の認定を受けた者のうち、胎児性（小児性）水俣病患者とする。

(補助事業者)

第4条 対象事業を実施する補助事業者は、新潟県、熊本県、鹿児島県及び関係市町村並びに水俣病発生地域で活動する公益法人、社会福祉法人及びNPO法人等の民間団体とする。

(適用除外)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援事業において支援を受けることができない。

一 対象者又は補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金を受けたことが判明した場合

二 その他環境大臣（以下「大臣」という。）が適当と認める場合

(事業の実施基準)

第6条 第2条各号で掲げる対象事業は、次の各号の要件を満たすものとする。

一 第2条第2号で定める事業は、当該地域における福祉計画等の地域の福祉施策との整合を図るものとする。

二 第2条第2号で定める事業にあっては、土地の取得又は整地、既存建物の買収、職員の宿舍に要する費用及び外構の整備（バリアフリー化等を除く。）は対象事業に含まないものとする。

三 第2条各号で定める事業は、第3条に掲げる要件を満たす者であっても、他の制度における同種のサービスを利用できる者は対象としないものとする。

（提出書類の経由）

第7条 公益法人、社会福祉法人及びNPO法人等の民間団体が事業を実施する場合は、水俣病総合対策費補助金交付要綱第5条、第6条及び第9条から第12条までの規定により大臣に提出する書類は、事業を実施する地の属する県を経由するものとする。

（その他）

第8条 その他胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援事業の実施に関し必要な事項は、大臣が定めるものとする。

(別 表 3)

水俣病総合対策費補助金算定基準

水俣病総合対策費補助金交付要綱第4条の規定による補助金の交付額は、次により算定するものとする。

- 1 別表4の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額と第1欄に定める区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗ずる。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 2により算出された額の合計額を交付額とする。

(別表4)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
健康 管理 事業	1. 健康診査事業費	(1) 健康診査通知等事務費 環境大臣と協議して承認を得た額	健康診査事業を行うために必要な共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	2分の1
		(2) 健康診査記録集計費 次により算定した額の合計額 ア. 問診票 環境大臣と協議して承認を得た額 イ. 検診結果登録、集計 環境大臣と協議して承認を得た額		
		(3) 健康診査費 次により算定した額の合計額 (7) 基本項目 A. 全項目を実施する場合 10,389円×受診人員 B. 老人保健法に基づき実施される健康診査の結果を活用する場合 4,085円×受診人員 (イ) 選別実施項目 1,565円×受診人員 (老人保健法に基づき実施される健康診査の結果を活用する者を除く。)	検診料	
		(4) 健康診査後の指導 環境大臣と協議して承認を得た額		
		(5) 健康診査結果集計・解析還元体制整備費 環境大臣と協議して承認を得た額		
	2. 健康相談事業費	(1) 健康相談 環境大臣と協議して承認を得た額	健康診査事業を行うために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	
		(2) 日常生活支援 環境大臣と協議して承認を得た額		
	3. 普及啓発事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	普及啓発事業の実施に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料	
	4. 評価・管理事業費	(1) 地域健康管理評議会 環境大臣と協議して承認を得た額	評価・管理事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	
		(2) 地域健康管理従事者研修会 環境大臣と協議して承認を得た額		

(別表4)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
医 療 事 業	1. 給付事業費(下記2に係る経費を除く。)	要領の規定による給付に要した額	療養費、はり・きゅう施術費、温泉療養費及び療養手当の給付に必要な扶助費	2分の1
	2. 給付事業費(平成17年11月1日以降に保健手帳の交付を受けた者に係る経費並びに平成17年11月1日前に医療手帳及び保健手帳の交付を受けた者に係る経費のうち環境大臣の定める経費)	要領の規定による給付に要した額	療養費、はり・きゅう施術費、温泉療養費及び療養手当の給付に必要な扶助費	10分の8
	3. 運営事務費(以下4に係る経費を除く。)	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を行うために必要な共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	4. 運営事務費(平成17年11月1日以降に保健手帳の交付を受けた者に係る経費並びに平成17年11月1日前に医療手帳及び保健手帳の交付を受けた者に係る経費のうち環境大臣の定める経費)	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を行うために必要な共済費、賃金、報酬費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の8
申請者 医療 事業	1. 保留者医療研究費	研究費として環境大臣が定める額	申請者医療事業実施基準第二条第一号に該当する者に対する公害医療研究に必要な研究治療費、研究治療手当、離島手当、精密検診手当、はり・きゅう・マッサージ施術費及び研究治療介護手当の経費	2分の1
	2. 申請者医療研究費	同上	申請者医療事業実施基準第二条第二号に該当する者に対する公害医療研究に必要な研究治療費及びはり・きゅう・マッサージ施術費の経費	
公害 医療 事業	1. 医療研究費	研究費として環境大臣が定める額	公害に係る疾病の医学上の研究に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1

(別表4)

1 区画	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
水俣病健診機器整備事業	1. 一般検査検診機器 ・X線診断装置 ・循環器機能検査装置 ・水銀測定機器 ・検診解析機器	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる品目を整備するために必要な備品購入費、保守料	2分の1
	2. 神経内科精神科検診機器 ・脳波検診機器 ・神経・筋検診機器 ・運動機能分析機器			
	3. 耳鼻咽喉科検診機器 ・平衡機能検査機器 ・聴力検診機器 ・音声言語検査機器 ・臭覚味覚検査機器			
	4. 眼科検診機器 ・眼球運動測定機器 ・眼底眼圧測定機器 ・視野屈折調整測定機器			
	5. 病理検査機器 ・顕微鏡 ・標本包埋切装装置			
	6. その他			
水俣病発生地域再生・交流等推進事業	1. 地域間交流等推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	10分の8
	2. フィールドミュージアム等整備	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
	3. 環境学習等推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	

(別表4)

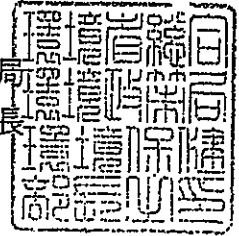
1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援事業	1. 日常生活・社会活動支援事業 (当該事業に係る経費のうち環境大臣の定める経費)	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費	10分の8
	2. 日常生活・社会活動を支援する施設に係る機能整備・運営事業 (当該事業に係る経費のうち環境大臣の定める経費)	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費	
水俣病公式確認50年関連事業	1. 水俣病公式確認50年事業実行委員会経費	水俣病公式確認50年事業経費として環境大臣が定める額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	定額

環境企発第 060925002 号

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事殿

環境省総合環境政策局
環境保健部長



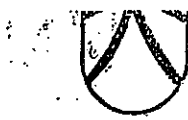
水俣病総合対策実施要領の一部改正について(通知)

「水俣病総合対策の実施について」(平成 8 年 1 月 12 日付環企第 114 号)の別紙「水俣病総合対策実施要領」の一部を下記の通り改正し、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、本改正に係る費用の請求については、平成 18 年 10 月診療分から適用されるので念のため申し添える。

記

第 1.3 項第 2 号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)」に改める。

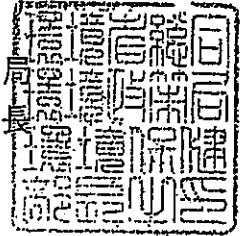


環保企発第 060925002 号

平成 18 年 9 月 25 日

鹿児島県知事殿

環境省総合環境政策局
環境保健部長



水俣病総合対策実施要領の一部改正について（通知）

「水俣病総合対策の実施について」（平成 8 年 1 月 12 日付環保企第 14 号）の別紙「水俣病総合対策実施要領」の一部を下記の通り改正し、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、本改正に係る費用の請求については、平成 18 年 10 月診療分から適用されるので念のため申し添える。

記

第 13 項第 2 号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）」に改める。

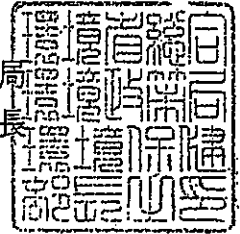


環保企発第 060925002 号

平成 18 年 9 月 25 日

新潟県知事 殿

環境省総合環境政策局
環境保健部長



水俣病総合対策実施要領の一部改正について（通知）

「水俣病総合対策の実施について」（平成 8 年 1 月 12 日付環保企第 14 号）の別紙「水俣病総合対策実施要領」の一部を下記の通り改正し、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、本改正に係る費用の請求については、平成 18 年 10 月診療分から適用されるので念のため申し添える。

記

第 13 項第 2 号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）」に改める。

環 保 企 第 1 4 号
平 成 8 年 1 月 1 2 日
環 保 企 第 8 1 号
一部改正平成11年3月25日
環 保 企 第 8 4 号
一部改正平成12年3月27日
環 保 企 第 8 5 2 号
一部改正平成13年9月26日
環 保 企 第 2 7 5 号
一部改正平成15年3月24日
環 保 企 発 第 050929004 号
一部改正平成17年9月29日
環 保 企 発 第 060324005 号
一部改正平成18年3月24日
環 保 企 発 第 060925002 号
一部改正平成18年9月25日

水俣病総合対策実施要領

第1章 総則

1 通則

水俣病総合対策費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく健康管理事業及び医療事業の実施については、要綱に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

2 目的

この要領は、水俣病発生地域において、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者に対し、健康診査等を実施するとともに、水俣病にもみられる一定の症状を有する者に対して、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費等を支給することにより、当該地域における健康上の問題の軽減・解消を図ることを目的とする。

3 実施主体

実施主体は、熊本県、鹿児島県及び新潟県（以下「関係県」という。）とする。

第2章 健康管理事業

4 対象地域

健康管理事業の対象地域は、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露の可能性があったと認められる地域として関係県知事が定める地域（以下この章において「対象地域」という。）とする。

5 健康診査

(1) 対象者

健康診査の対象者は、熊本県又は鹿児島県にあっては昭和43年12月31日以前に、新潟県にあっては昭和40年12月31日以前に対象地域に居住することにより通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者であって、現在も対象地域に居住しているものとする。

(2) 健康診査の実施

関係県は、前号に定める者に対し、メチル水銀による健康影響に関する健康診査を実施するものとする。

既存の健康診査制度を活用して実施する場合、既存の健康診査項目と重複している本事業の健康診査項目については、既存の健康診査結果を活用することとする。

(3) 健康診査後の指導

健康診査の結果、指導又は医療の必要があると判定された者に対し、生活上及び療養上の指導又は医療機関への受診の指導を行う。

(4) 健康管理手帳の交付

健康診査を受診した者に対し、健康診査結果、健康診査後の指導の結果等を記録するための健康管理手帳を交付する。

6 健康相談

関係県は、対象地域に居住している者に対し、水俣病に関連した健康上の不安の軽減・解消を図るため、生活や健康の状況に応じた適切な助言を行い、また、必要に応じ関係諸制度を紹介する。

7 普及啓発

関係県は、対象地域に居住している者に対し、水俣病に関する正確な知識を理解しやすい形で提供し、その普及・啓発を図る。

8 評価・管理

(1) 地域健康管理評議会

関係県は、地域健康管理評議会を設置し、健康診査データ等の評価を行い、通常のレベルを超えるメチル水銀曝露の可能性があった者の長期的な健康状態の解明を図るとともに、健康管理事業の効率的、効果的な在り方等について検討を行う。

(2) 地域健康管理従事者研修会

関係県は、地域健康管理従事者研修会を設置し、健康管理事業に従事する者の養成及び資質の向上を図る。

9 市町村等関係機関の協力

関係県は、健康管理事業を実施するに当たり、関係市町村の協力を得て、地域の実情に応じた形で実施するものとする。

第3章 医療事業

10 対象地域

医療事業の対象地域は、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露の可能性があり、水俣病患者が多発した地域として関係県知事が定める地域（以下この章において「対象地域」という。）とする。

11 医療手帳の交付の対象

(1) 医療手帳の交付の対象は、次の要件のいずれかに該当することにより通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者であって水俣病にもみられる四肢末端の感覚障害（その原因が明らかであるものを除く。以下「特定症候」という。）を有すると認められるものとする。

ア 昭和43年12月31日以前に、対象地域（熊本県又は鹿児島県の地域に限る。）に相当期間居住しており、かつ、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和40年12月31日以前に、対象地域（新潟県のみ）に相当期間居住しており、かつ、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者

イ 昭和43年12月31日以前に、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和40年12月31日以前に、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者であって関係県知事が適当と認める者

(2) 前号の規定にかかわらず、次の者については、医療手帳の交付の対象としない。

ア 旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号。以下「救済法」という。）第3条第1項又は公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律

第111号。以下「公健法」という。)第4条第2項の規定による水俣病に係る認定(以下単に「水俣病に係る認定」という。)を受けた者(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和53年法律第104号)第5条第1規定により公健法による認定を受けたものとみなされた者を含む。以下同じ。)

- イ 水俣病にもみられる症状に関して損害賠償を得た者
- ウ 水俣病に係る認定の申請をしている者
- エ 水俣病に係る認定に関する処分について不服申立てをしている者
- オ 水俣病に係る認定に関する処分の取消の訴えを提起している者
- カ 水俣病にもみられる症候に関して損害賠償を求める行為をしている者

12 医療手帳の失効

医療手帳は、当該対象者が、次の要件のいずれかに該当するに至ったときは、失効する。失効した医療手帳は速やかに関係県知事に返還しなければならない。

- (1) 第11項第2号ウからカまで該当するとき。
- (2) 特定症候の原因が明らかになったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は療養手当(以下「療養費等」という。)の支給を受けたとき。

13 療養費の支給

- (1) 関係県知事は、対象者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による被保険者又は被扶養者、老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けている者及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護者又は要支援者に限る。)が医療機関(健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者を含む。)又は薬局(以下「医療機関等」という。)において特定症候に関連して医療保険各法、老人保健法又は介護保険法の規定による療養を受けたときは、その者に対し、当該療養に要した費用の額を限度として療養費を支給する。ただし、法令により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。

- (2) 前項の療養費の額は、「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」、「指定居宅サ-

ビスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」により算出した額の合計額から医療保険各法、老人保健法又は介護保険法の規定による療養に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額を限度とする。

(3) 対象者は、医療機関等で特定症候に関連して療養を受けようとするときは、当該医療機関等に医療手帳を提出しなければならない。ただし、やむをえない理由があるときはこの限りでない。

(4) 関係県知事は、対象者が医療機関等で療養を受けた場合には、療養費として当該対象者に支給すべき額の限度において、その者が当該療養に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

(5) 前号の規定による支払いがあったときは、当該対象者に対し、療養費の支給があったものとみなす。

(6) 療養費は月を単位として支給するものとする。

14 はり・きゅう施術・温泉療養費の支給

(1) 関係県知事は、対象者が特定症候に関連して、はり師又はきゅう師（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）により免許を受けたはり師又はきゅう師に限る。以下同じ。）から、はり又はきゅうの施術（前項の療養費の支給の対象となる施術を除く。）を受けたとき及び温泉療養を行ったときは、その者に対し、はり・きゅう施術・温泉療養費を支給する。

(2) はり・きゅう施術・温泉療養費は、月を単位として支給するものとし、一月につき7,500円を限度とする。

15 療養手当の支給

(1) 関係県知事は、対象者が特定症候に関連して次に掲げる程度の療養を受けたときは、次に掲げる額を限度として、療養手当を支給する。

ア その月において健康保険法第63条第1項第5号の療養、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス（緊急時施設療養に限る。）又は第3号の指定介護療養施設サービスを受けることを要した者

1月につき23,500円

イ その月において健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス（緊急時施設療養を除く。）又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスを受けることを要した日数が、1日以上である者（アに掲げる者を除く。）
次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

① その者が70歳以上である場合 1月につき21,200円

② その者が70歳未満である場合 1月につき17,200円

(2) 療養手当は、月を単位として支給するものとする。

16 保健手帳の交付の対象

(1) 保健手帳の交付の対象は、第11項第1号ア又はイのいずれかに該当することにより通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者であつて、別に定める水俣病にもみられる神経症状（その原因が明らかであるものを除く。以下「指定症状」という。）を有すると認められるもの（医療手帳の交付を受けた者を除く。）とする。

(2) 第11項第2号の規定は、保健手帳の交付の対象について準用する。ただし、第11項第2号のうちウからカに該当する者から、当該規定に該当しなくなった旨の申立てがあつたときは、保健手帳の交付の対象とする。

17 保健手帳の交付

(1) 保健手帳の交付を受けようとする者は、関係県知事にその交付を申請しなければならない。

(2) 前号の申請には、次の書類を添付しなければならない。ただし、以前に保健手帳を交付されてきた者については、添付することを要しない。

ア 通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があることを証する次のいずれかの資料

① 昭和43年12月31日以前に、対象地域（熊本県又は鹿児島県の地域に限る。）に居住していたことを証する資料及び水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したことを証する資料又は昭和40年12月31日以前に、対象地域（新潟県の地域に限る。）に居住していたことを証する資料及び阿賀野川の魚介類を多食したことを証する資料

② その他関係県知事が定める資料

イ 指定症状についての、関係県知事が定める要件に該当する医師の、所定の記載事項を満たす検査所見書、又はそれに準ずると関係県知事が認める資料

(3) 関係県知事は、第1号の申請を受理したときは、審査（第2号ただし書きの場合を除く）し、前項の要件に該当すると認めた場合は、保健手帳の交付対象者として決定し、保健手帳を交付する。

(4) 関係県知事は、前号の審査を行うにあたっては、あらかじめ、医学的見識を有する者の意見を聴くことができる。

(5) 保健手帳は、交付を受けた日の属する月の翌月から効力を有する。

(6) 第11項の規定は、保健手帳について準用する。この場合において、第11項第2号中「特定症候」とあるのは「指定症状」と、同号第4号中「療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は療養手当（以下「療養費等」という。）」とあるのは、「療養費又ははり・きゅう施術・温泉療養費」と読み替えるものとする。

18 保健手帳交付者に対する支給

第13項及び第14項の規定は、保健手帳について準用する。この場合において、第13項第1号及び第2号中並びに第14項第1号中「特定症候」とあるのは「指定症状」と読み替えるものとする。

19 報告の徴収等

関係県知事は、この要領を施行するため必要があると認めるときは、保健手帳の交付を受けようとする者、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費若しくは療養手当の支給を受け、若しくは受けようとする者又はその者が療養を受けた医療機関等若しくはその者がはり若しくはきゅうの施術を受けたはり師若しくはきゅう師若しくはその者が温泉療養を行った施設に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

第4章 雑則

20 国の補助

国は、予算の範囲内において、関係県がこの事業のために支出した費用に対し、その2分の1（平成17年11月1日以降に保健手帳の交付を受けた者にかかる経費並びに平成17年11月1日前に医療手帳及び保健手帳の交付を受けた者にかかる経費のうち環境大臣の定める経費についてはその10分の8）を補助するものとする。

21 経過措置

この改正後の要領の適用の際現に改正前の要領に基づく医療手帳又は保健手帳の交付を受けている者についての平成17年11月30日以前に行われた療養に係る療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費及び療養手当の支給に関しては、なお従前の例による。

22 関係者の留意事項

環境省及び関係県は、要綱及びこの要領の施行に当たって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するとともに、特に個人が特定され得る情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨指導するものとする。

23 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

- 1 第18項第1号の申請については、平成17年10月13日から受付を開始するものとし、その日から5年間を目途として、本事業に関する申請状況等を勘案し、その目的を達成したと認めたときに終了するものとする。
- 2 この改正後の要領の適用前に失効した保健手帳については、第16項第2号中ただし書きの規定は適用しない。